

## 博物館空間における「公共性」概念 ―日本と欧州の差異から考える―

京都大学公共政策大学院六期生

小松 旭

### 1. はじめに

博物館とはいかなる空間であろうか。公共空間であろうか。それとも私的空間であろうか。博物館は誰でも入ることができる空間であるので、公共空間として性質を備えているように思える。しかし、漠然とした“敷居の高さ”を感じる人も多いのではないだろうか。博物館は公共空間でありながら、何らかの排他性をもち、ともすれば私的空間と化しているときえいえるのかもしれない。それでは、そのような博物館空間の底流にある「公共性」とは一体何なのだろうか。本稿では、日本と欧州の博物館空間の特性を比較し、それぞれの空間を支配する「公共性」をあぶり出す。そして、それを踏まえて、日本の博物館の在り方について構想していきたいと思う。

### 2. 博物館空間の「公共性」 日本と欧州の比較

日本と欧州の博物館空間は大きく異なる。それは、博物館空間の底流にある「公共性」の差異に他ならない。博物館の特性は館により大きく異なるので、「日本の」、「欧州の」と地域的にひとくくりにすべきではないのかもしれないが、ここではあえて、差異を明確化するために、両者を区別して考えたい。

まず、日本の博物館空間の「公共性」からみていきたい。日本の博物館空間は、主に作品を受容する場所である。そこで人間は作品を受容する受動的な存在となる。日本の博物館空間は、多くの規則に縛られている。それは、静寂や規定された順路、作品との距離感、ペンでのメモ書きの禁止、写真撮影の禁止、模写の禁止などである。このような博物館空間において人間は、規則に従って行動する奴隷と化しているといっても過言ではないだろう。禁止事項のように明示的に示されている規則はもちろん、暗黙の規則にも強く縛られている。そのため、規則に適

合できない人々は、暗黙のうちに利用者からはじかれる。このように、日本の博物館空間の「公共性」は、排他的性格をもっているのである。

この性格は、日本の博物館空間が非日常化された環境であることによつて助長されていると考えられる。その一方で、日本の博物館空間の「公共性」は、秩序の維持に貢献している。つまり、博物館を訪れる人々の振る舞いに対する予測可能性が高いことである。博物館を訪れる人々の間には共通のルールが存在し、そこから逸脱しないよう行動するため、博物館空間は安定的である。ルールから逸脱した場合は、(それが故意であつても過失であつても)、直ちにルールの範囲内へ引き戻される。

次に、欧州の博物館空間の「公共性」についてみていきたい。欧州の博物館空間は、作品と対話する場所である。そこで人間は、作品と対話する能動的な存在となる。写真①をご覧いただきたい。これは、私が二〇一二年三月にギメ東洋美術館(パリ)を訪れた際に撮影したものである。そもそも、博物館内での写真撮影が許可されているという点からして日本とは大きく異なるが、この写真からは、作品を模写するという方法で作品と対話している学生の姿をみることができる。また、他の展示スペースでは、高校の授業がおこなわれており、学生たちが日

本の甲冑や鎧などを模写していた。作品との対話の方法は模写だけではない。友人や家族などと話しながら作品を眺めたり、写真に収めてみたり、あるいは直接触ってみたり（一部作品に限る）しながら、作品との対話を楽しんでいる光景が行く先々の博物館でみられた。次に写真②をご覧ください。これは、写真①と同様に、私が二〇一二年三月にバルセロナ現代美術館を訪れた際に撮影したものである。この写真には、ワークショップの様子が描かれている。



写真① ギメ東洋美術館館内

小学校低学年と思われる子供たちが、様々なブロックを組み合わせて、自分なりの作品を制作している。子供たちは、美術館のなかをめぐり、作品の構想を膨らましていた。子供たちのそばには、アドバイザーしている指導員の姿もある。子供たちのすぐ右の壁は一面ガラス張りで、日が射しこんでいる。このような開放的な空間のなかで、子供たちは活発に動き回っていた。美術館は子供たちの貸し切りではないので、当然他の客もいる（私もその一人である）。しかし、不思議なことに、子供たちが作品との対話の邪魔になるといった感覚は知覚しなかった。これは、欧州の博物館空間の「公共性」のためであろうか。規定された順路の設定はないし、静寂に支配されているわけでもない。館内での自由度は高い。欧州の博物館では、禁止事項の揭示は最低限にとどめられており、基本的には個人の自主性に任されている。私は、欧州の博物館空間の「公共性」は、この自主性と同一視できるのではないかと考える。この「公共性」は、日本の博物館空間の「公共性」が抱える排他的性格をもたない。しかし、別の問題を指摘することができ。それは、ルールの不統一である。個人のモラルに多くが任されているので、それぞれの行動が予測しにくく、博物館空間の秩序が乱れる可能性がある。ここで、私が経験



写真② バルセロナ現代美術館館内

した博物館空間の乱れの一例を示したい。それは、許可されていないにもかかわらず、展示作品に触れながら写真撮影をすることである（さすがに、ループル美術館において、サモトラケのニケと肩を組もうとしている人には驚いた）。

私は、日本の博物館空間の「公共性」を「規範的公共性」、欧州の博物館空間の「公共性」を「自主的公共性」と定義したい。どちらかの「公共性」が優位であるというわけではなく、博物館が目指す方向性に合わせ、「公共性」を変化さ

せていくことが求められる。実は、この「公共性」の変化は、日本において徐々に進展しつつある。私が先に論じたような日本の博物館空間の特徴は、また多くの部分で妥当するとはいえず、すべてをカバーしているわけではない。一九九〇年代以降、博物館の地域的役割や教育的役割の重要性が議論され、これらの役割を付加した新たな博物館が生み出されている。このムーブメントのエンジンとなっているのは、欧州の博物館である。「規則的公共性」に支配されていた日本の博物館空間は、「自主的公共性」による欧州の博物館空間に感化され、漸進的に変化しているといえる。ここで私が指摘したいことは、欧州の博物館を手本にすることと、欧州の博物館空間の「公共性」を導入することとは、まったく異なる次元の問題だということである。欧州の博物館から学ぶことはあまりにも多い。収集や保存、調査、展示といった作品に関わることから、博物館経営や人材育成など運営に関することまで、吸収できることはすべて吸収すべきである。しかし、それと同時に「公共性」の概念まで輸入するのかについては慎重に判断すべきである。「規則的公共性」は、先に指摘したように排他的な側面をもつが、それは博物館空間の秩序を保つ方策の裏返しでもある。「自主的公共性」への極端な傾斜は、とすれば博物館

空間を無秩序化しかねない。双方の「公共性」のメリットとデメリットを把握した上で、不足している要素を組み込んでいくという姿勢が重要になる。



写真③ ギメ東洋美術館外観

**3. 「公共性」の再構築 開かれた博物館空間へ**  
博物館空間はあらゆる人々を対象とし、あらゆる人々に対して開かれているべきである。経営学者のピーター・ドラッカーは、あらゆる人々を取り込むことで、博物館の活力が高まることを指摘し、同時に、ただ単に利用者を増やすだ

けでは意味がなく、人々に教育機会を付与し、博物館が教育機関として機能する必要があることを指摘している<sup>1</sup>。この指摘は、日本の博物館にも敷衍できる。社会教育法第九条<sup>2</sup>には、博物館が社会教育<sup>3</sup>のための機関であることが明記されている。また、二〇〇八年三月二十八日に告示された新学習指導要領には、随所に博物館と学校教育機関との連携や協力を促す箇所みられる<sup>4</sup>。中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」<sup>5</sup>の循環型社会の構築を目指して―(二〇〇八年二月一九日)では、「博物館資料を活用した学校教育の支援を積極的に行うことが重要である」と指摘されている。このように、博物館は社会教育及び学校教育のためのフィールドのひとつであるといえる。つまり、博物館は生涯学習機関なのである。二〇〇六年に改正された教育基本法の第三条<sup>6</sup>では、生涯学習の理念が提唱されている。生涯学習機関としての博物館の役割は、今後ますます高まっていくと思われる。この視点から博物館空間の「公共性」を考えると、「規則的公共性」による排他的性格を改める必要性が理解できるだろう。博物館利用の偏在性。が問題の核心である。

あらゆる人々に対して開かれた博物館空間の構想においては、金沢二一世紀美術館の事例が

参考になる。この事例は、私が提唱したい「博物館空間のグラデーショナル化」と「博物館教育の複層化・複線化」のエッセンスを含んでいる。まず、「博物館空間のグラデーショナル化」とは、博物館空間を特別展示室や常設展示室、ギャラリー、体験学習スペース、レストラン、ミュージアムショップ、図書ルーム、屋外展示などの様々な要素の有機的な結びつきで構成することを指す。それぞれの空間は、周囲から隔絶された閉鎖的空間ではなく、空間的な連続性を共有



写真④ バルセロナ現代美術館外観

していなければならない。複数のルートガイドは提示されるが、特に指定された順路はなく、利用者は個人の自主性に従って博物館空間を活用することが可能になる。「博物館空間のグラデーショナル化」は、「規制的公共性」がもつ秩序維持というメリットを残しつつ、「自主的公共性」の導入により、「規制的公共性」のデメリットである排他性を減じることができのではないだろうか。次に、「博物館教育の複層化・複線化」とは、簡単にいえば、博物館教育の機会の充実をはかるといふことである。複層化は、年齢や性別などの属性により教育プログラムを分化させることを指し、複線化は、同じ属性にある人々に対する教育プログラムを複数用意することを指す。言い換えれば、複層化は博物館教育の垂直的多様化であり、複線化は水平的多様化である。属性が異なれば、求める教育内容が変化する。属性が異なれば、求める教育内容が変化する。その一方で、同じ属性であるからといって、求める教育内容が同じでは限らない。日本の博物館は、複層化に重点が置かれており、複線化への取り組みが薄いように思える。複層化と複線化の両輪で博物館教育を進めることで、利用者の自主性を促し、尊重できるようになるだろう。これは、博物館教育への「自主的公共性」の付加と考えることができる。

このような「公共性」の再構築をおこなうことで、従前の日本の博物館空間が抱えていた排他性は低減し、博物館利用の偏在性は緩和されるはずである。それは、博物館が広く社会に資することにつながるだろう。「公共性」の視点からのアプローチは、開かれた博物館空間へ向けたいひとつの示唆である。開かれた博物館空間へ向けて、様々なアプローチで取り組みが進められていくことで、博物館は進化することができると私は考えている。

#### 4. おわりに

開かれた博物館空間へ向けた「公共性」については、ルイス・マンフォードが、一九三八年に出版された『都市の文化』においてすでに言及している。マンフォードは、機械的な作品の保存や陳列は、無目的な混雑と知的混乱を招くだけであることを指摘している。これは、無秩序な博物館の膨張に対する警鐘であると考えられる。また、ある特定の層だけではなく、パランスのとれた利用に支えられている地域生活から生まれた博物館は、過去を選択的にコントロールする機会を人々に与え、同時代的経験の輪を拡張するのに役立つと指摘している。これは、あらゆる人々に対して開かれた博物館空間と地域の教育拠点としての博物館の機能の重要

性を示していると考えられる。このように、マンフォードは、社会に資するための博物館の方向性を、七〇年以上も前に構想していたのである。その後、博物館は、マンフォードの描いた軌道にはのらなかった。今一度、先人の指摘と歴史を踏まえ、新時代の博物館を構築するときではないだろうか。私は、今がまさにそのときであると考えている。

### 【参考文献】

- ・ルイス・マンフォード (1938) 『都市の文化』生田勉訳[1974] 鹿島研究書出版会
- ・ピーター・ドラッカー (1990) 『非営利組織の経営—原理と実践』上田惇生 田代正美訳 [1991] ダイヤモンド社
- ・今田高俊 金泰昌編 (2004) 『都市から考える公共性』東京大学出版会
- ・全国大学博物館学講座協議会西日本部会編 (2012) 『新時代の博物館学』芙蓉書房出版

<sup>1</sup> 「美術館はかつて、自らを文化の保管者としていた。美術館の管理者たちは、芸術作品を大事にしまい込み、人々を締め出すことを自分たちの責務と信じていた。ところが今日では、ほとんどの美術館が、美的な価値、優

美さ、インスピレーションを求める顧客を創造することに力を入れるようになっていいる。いまや美術館は、自らを教育機関と認識するようになったのである。クリーブランド美術館が世界最高の美術館になったのは、その館長が優れた作品を見つける類いまれな目利きだったからだけではなく、彼が「偶然の人」<sup>6</sup>、たとえば雨を避けてちよつと立ち寄っただけの人々を後援者に変えてしまうことに長けていたからである。彼は、美術館の成果を計る尺度として、「再訪度」という概念を使った。彼の考えたように、この再訪度が高くなるにつれて、常連の数も増え、美術館は、たんに何かを一時的にしのご場所ではなく、まさしくコミュニティの機関となったのである」

『非営利組織の経営』p134。

<sup>2</sup> 「図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする」(社会教育法第九条)。

<sup>3</sup> 「この法律で「社会教育」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基き、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)をいう」(社会教育法第二条)。

<sup>4</sup> 『新時代の博物館学』p306~p307を参照のこと。

<sup>5</sup> 「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適

切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」(教育基本法第二条)。

<sup>6</sup> 少し古い(二〇〇七年度の博物館(博物館法による博物館)と博物館類似施設(博物館法の適用範囲外の博物館)の入館者数は、それぞれ一億二四一六万五〇〇〇人と一億五五七〇万六〇〇〇人を数える。国民一人あたりの利用状況は、博物館が約一・〇回、博物館類似施設が約一・二回である。実際は、それぞれ複数回利用する層が存在することを考えると、ほぼ利用しない人と何度も利用する人との博物館利用の偏在性が認められる。

『新時代の博物館学』p67を参照の(ハ)。

<sup>7</sup> 「美術館の使用のコンセプトは、中心から同心円状に外に広がるに従って、そう明確でないにしろ、専門性がゆるくなっていく。美術館の中心部分では、ギャラリーがあり、その外側にキッズルーム、ライブラリー、レクチャールーム、シアター、ショップ、レストランと広がっていて、透明なガラスを境にして広場へとつながる。展覧会ゾーンから無料ゾーン、広場ではさまざまなイベントが行われている。同時開催している展覧会やイベントは、少なくとも五本、六本はある。現代美術の専門的な展覧会もあれば、音楽、演劇、ダンスといった美術以外の芸術もあり、祭りやイベントもある。これらは自主企画のプログラムから他団体のプログラム、共催や協力といった位置づけで行われているプログラムも多い」(『博物館研究』vol.47 No.3 p10~p11)。  
『都市の文化』p441~p443を参照の(ハ)。